

奈良県訓令第10号

各部課室
各出先機関
労働委員会

技能労務職員被服貸与規程（昭和三十八年九月奈良県訓令甲第八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表第一第八号中「農業総合センター及び畜産技術センター」を「農業研究開発センター」、畜産技術センター及び農業大学校」に改める。

別表第二第一号中「自然環境課」を「景観・自然環境課」に改める。

別記様式中

昭和	年	月	日から
昭和	年	月	日まで

を

年	月	日から
年	月	日まで

に改める。